



相続のハ・テ・ナ

主婦の平成井戸端会議

両親が
生前贈与なんかしちゃって…

Hikaru その子 和子 伊藤

「贈与なんかして、税金のほうは大丈夫?」と気になつてはいるHikaruさん。さうそくいつもの喫茶店へレツツゴー。もちろんテーマは、生前贈与です。

いとう・りょうた(伊藤亮太)
スキラージャパン副社長 CFP®、DCアドバイザー、証券外務員資格など

証券会社勤務後、2007年11月に独立系FP会社スキラージャパンを設立。マネー・ライフプランニングの提案、保険の見直し、証券取引所などの資産運用に関する講演など多方面で活躍。資産運用や保険などに関する書籍も多数執筆

FP伊藤亮太のサイト
<http://www.ryota-ito.jp>
スキラージャパン
<http://www.skirr-jp.com>



税金が…

「恵規さんのお父さんが、最近、お母さんに、自宅を生前贈与したことがわかりました。その事実を知つて、贈与なんかして、税金のほうは大丈夫?」と気になつてはいるHikaruさん。さうそくいつもの喫茶店へレツツゴー。もちろんテーマは、生前贈与です。

恵規さんのお父さんが、最近、お母さんに、自宅を生前贈与したことを知つて、わざわざお詫びに来られたのです。そこで、お父さんと一緒に、生前贈与の税金についてお話しすることになりました。

「贈与なんかして、税金のほうは大丈夫?」と気になつてはいるHikaruさん。さうそくいつもの喫茶店へレツツゴー。もちろんテーマは、生前贈与です。

相続人が生きているうちに、自分の財産を相続人となるような人たちなどに分け与えることをいいます。その際、確かに恵規さんの言うとおり、相続時に税金がかかるてしまう場合があります

恵規 やっぱり。でも何で贈与なのに相続税の対象なの?

伊藤 それはですね、「生前贈与加算」というしくみがあるからなんですよ。生前贈与加算とは、相続や遺贈で財産を取得した人で、相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、その贈与財産を贈与時の価額で相続財産に加算して相続税を計算するしくみのことです。この場合、贈与税が非課税になる毎年110万円までの贈与財産についても、相続財産に加算する必要があるんです。

和子 あら、厳しいわね…。じゃあ亡くなる前の3年間の贈与財産は、すべて相続税の課税対象になっちゃうってこと?

伊藤 いやいや、そんなことはありません。相続開始前3年以内の贈与でも、夫婦の場合、相続時に加算

しなくていい場合があります

その子 へへ、それで、どんな場合なんですか?

恵規 そっかー、それでうちの両親

は生前贈与をしたわけね

伊藤 たぶん、そうだと思います。

伊藤 実は、贈与税の配偶者控除といふ制度を活用すると、その贈与財産は相続時の加算から除外されるんです。この贈与税の配偶者控除とは、結婚して20年以上経つた夫婦間で、自宅やその購入資金の贈与がある場合には、毎年の110万円の非課税枠とは別に、最高2千萬円分の財産に関して贈与税が課されないことがあります。つまり、この制度を活用すると2,110万円まで贈与に関して税金が課されません。しかも相続時においても加算されないです。ですから、活用しないともつたないんですよ。

和子 なるほど!

伊藤 あと、相続時精算課税制度についても簡単に紹介しておきますね。これは生前に相続人となりうる人に、2,250万円まで贈与税な

まですね。

贈与税の配偶者控除の適用要件とは?

- ①婚姻期間が20年以上であること
- ②贈与財産が居住用不動産または居住用不動産を購入するための金銭であること
- ③贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産に居住しており、かつ、その後、引き続き居住する見込みであること
- ④同じ配偶者から過去にこの特例を受けていないこと

(注) 贈与税がかからない場合であっても、贈与税の申告は必要です!

相続人が生きているうちに、自分の財産を相続人となるような人たちなどに分け与えることをいいます。その際、確かに恵規さんの言うとおり、相続時に税金がかかるてしまう場合があります

恵規 やっぱり先生、頼りになり

惠規 そっかー、それでうちの両親は、生前贈与をしたわけね

伊藤 たぶん、そうだと思います。

伊藤 実は、贈与税の配偶者控除といふ制度を活用すると、その贈与財産は相続時の加算から除外されるんです。この贈与税の配偶者控除とは、結婚して20年以上経つた夫婦間で、自宅やその購入資金の贈与がある場合には、毎年の110万円の非課税枠とは別に、最高2千萬円分の財産に関して贈与税が課されないことがあります。つまり、この制度を活用すると2,110万円まで贈与に関して税金が課されません。しかも相続時においても加算されないです。ですから、活用しないともつたないんですよ。

和子 なるほど!

伊藤 あと、相続時精算課税制度についても簡単に紹介しておきますね。これは生前に相続人となりうる人に、2,250万円まで贈与税な

まですね。

恵規 両親の謎が解けてすっきりしました。やっぱり先生、頼りになり